

議案第 38 号

朝霞市固定資産評価審査委員会条例及び朝霞市行政不服審査法施行条例
の一部を改正する条例

(朝霞市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 1 条 朝霞市固定資産評価審査委員会条例(昭和 30 年朝霞市条例第 17 号)
の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」
を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技
術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1
項」に改め、同条第 5 項中「情報通信技術利用法第 3 条第 1 項」を「情報通
信技術活用法第 6 条第 1 項」に改める。

(朝霞市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第 2 条 朝霞市行政不服審査法施行条例(平成 28 年朝霞市条例第 22 号)の
一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」
を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第 4 条第 1
項」を「第 7 条第 1 項」に、「同項」を「同法第 6 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 5 日提出

朝霞市長 富岡 勝則